

株式会社香川県建築住宅センター 評価業務約款

(責務)

- 第1条** 申請者（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）同法施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）日本住宅性能表示基準（平成12年建設省告示第1652号）及び評価方法基準（平成12年建設省告示第1654号）並びにこれに基づく命令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「株式会社香川県建築住宅センター評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、この引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 甲は、別に定める「株式会社香川県建築住宅センター評価業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定しこの契約書に記載された額の手数料を第3条に規程する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、その敷地及びその工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。
 - 乙は、前項に規定する協力が得られない等により、業務上必要な検査が行えない場合又は評価業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあつては、評価業務を中断し又は中止するものとする。
 - 乙は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ規程第19条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わない。ただし、規程第19条第4号のただし書きに掲げるものはこの限りでない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 設計住宅性能評価業務については、引受承諾日から21日を経過する日

(2) 建設住宅性能評価業務については、完成検査実施日又は建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付日のいずれか遅い日から7日を経過する日

- 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第3条 甲が支払う手数料の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計住宅性能評価の申請手数料は、規程第8条第4項に定める設計住宅性能評価業務を引き受け承諾した日
- (2) 建設住宅性能評価の申請手数料は、規程第14条第4項に定める建設住宅性能評価業務を引き受け承諾した日

2 甲が前条の各号に掲げる申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、引き受け承諾をしないものとする。

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、前条による手数料を、手数料規程により乙に支払う。

(設計住宅性能評価審査中の計画変更)

第5条 甲は、設計住宅性能評価書交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の設計住宅性能評価申請関係図書を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち設計住宅性能評価の場合、乙は、手数料を返還せず、また、建設住宅性能評価の場合、乙は、申請料の一部を返還する等ができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次号に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

- 2 前項の契約解除のうち建設住宅性能評価の場合、乙は、手数料規程に基づき手数料の一部を返還する等ができる。また乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合は、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価がなされた場合
- (2) 乙による故意または重大な過失がない場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、設計住宅性能評価を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
- 3 この契約が、住宅性能評価となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

この評価業務約款は、平成12年10月12日から施行する。